

## ニッセイ基礎研究所・経済調査レポート

No.2007-02

## 諮問会議から見る今後の税制改革の方向性

2007年6月

ニッセイ基礎研究所 経済調査部門

研究員 篠原 哲（しのはら さとし）

(03)3512-1838 shino@nli-research.co.jp

〒100-0006 東京都千代田区九段北4-1-7 3F

## (要旨)

- ・4月25日、5月15日、25日の経済財政諮問会議では、今年末の税制改革に向けた議論が行われた。税制改革の議論が本格化するのには、7月の参議院選挙以降になるが、諮問会議では税制改革に向けての論点が提示されており、改革に向けての議論はすでに始まっている。
- ・諮問会議の議論からは、今後の税制改革に向けては、「経済活性化」、「経済構造が変化するなかでの安定的な財源の確保」、「地方分権の推進」の3点が、特に重要なポイントとなるものと考えられる。
- ・「経済活性化」を実現するための具体的な改革としては、法人税率の引き下げが中心になろう。引き下げが実現するか否かについては、財政再建との兼ね合いが主な論点になるだろう。
- ・「安定的な財源の確保」に向けての具体的な税制改革としては、消費税の引き上げが中心となってくるだろう。引き上げの時期や規模については、経済状況や歳出削減の進捗状況等も含めて判断していくことになると考えられるが、それとは別に、少子高齢化時代における税・社会保障制度のなかで、消費税の位置づけを明確にすることが必要であると考えられる。
- ・今後の税制改革では「地方分権の推進」も大きな論点となってくる。なかでも焦点となるのが、「地域間の税収格差是正」の問題だ。地域間の税収格差については、地方法人二税と地方消費税を中心に、国から地方への税源移譲や、交付税制度、消費税の引き上げの問題なども一体となって議論されることになると考えられる。

## はじめに. 今秋以降の税制改革に向けた議論がスタート

4月25日、5月15日、25日の経済財政諮問会議では、今年末の税制改革に向けた議論が行われた。税制改革の議論が本格化するの、7月の参議院選挙以降になるが、そこでは、経済活性化という観点からの法人税の引き下げや、地域間の税収の格差是正、そして消費税率の引き上げに向けた問題についても、検討が始まることが予想される。4月25日の諮問会議は、それに向けたスタートと位置づけられ、香西税制調査会会長と諮問会議民間議員から、それぞれ今後の税制改革に向けての論点が提示された。

香西会長からは、「税制改革の主要論点をめぐる考え方の整理」として、図表1の5点が挙げられており、企業税制や金融所得課税の見直しによる経済活性化、少子高齢化社会における安定的な財源の確保、地方税のあり方を見直すことを通じた地方分権の推進、などが今後の税制改革の方向性として提示された。

図表1 今後の税制改革の主要論点（香西会長提出資料より）

- ・活性化の視点
- ・安定的財源の確保の重要性
- ・経済社会構造変化への対応
- ・地方分権の推進
- ・一体改革の中での税制改革

同会議において、民間議員からは「税制改革の基本哲学について」との資料が提出された（図表2参照）。その資料では、今後の税制については以下の「3つの視点」で点検をおこない、「6つの柱」を実現すべきという方針が示されている。将来的に実現してくべき方向性である「6つの柱」については、成長力強化や生産性向上に向けての税制改革を行うことや、税と社会保障の一体的な設計をするとともに安定的な財源を確保すること、交付税の改革や地域間の税源偏在の是正による地方分権の実現が記されている。

図表2 税制改革の基本哲学（民間議員提出資料より）

### （3つの視点）

- ・納税者の立場に立って設計されているか
- ・経済社会の変化に対応しているか
- ・受益と負担の両面から総合的に設計されているか

### （実現すべき6つの柱）

- ・イノベーションとオープンな経済システムによって経済成長を実現する
- ・多様なライフスタイルや経済活動を実現する
- ・世代間・世代内の公平を実現する
- ・税と社会保障を一体的に設計し、持続的で安心できる仕組みを実現する
- ・真の地方分権を実現する
- ・納税者の信頼を確保し、かつ公平・効率的な徴収体制を実現する

香西会長と民間議員の提出資料を比較すると、今後の税制改革に向けた方向性には、両

者の間にそれほど大きな差はないものと判断できる。なかでも、「経済活性化」、「経済構造が変化するなかでの安定的な財源の確保」、「地方分権の推進」の3点は、両者の資料で明示されているところであり、今後の税制改革に向けた議論のなかで、特に重要なポイントとなるものと考えられる。

本稿では、4月25日、5月15日、25日の諮問会議から、今秋以降に本格化すると考えられる税制改革の方向性について、上記の3点を中心にまとめてみたい。

## 1. 経済活性化の焦点となる法人税の見直し

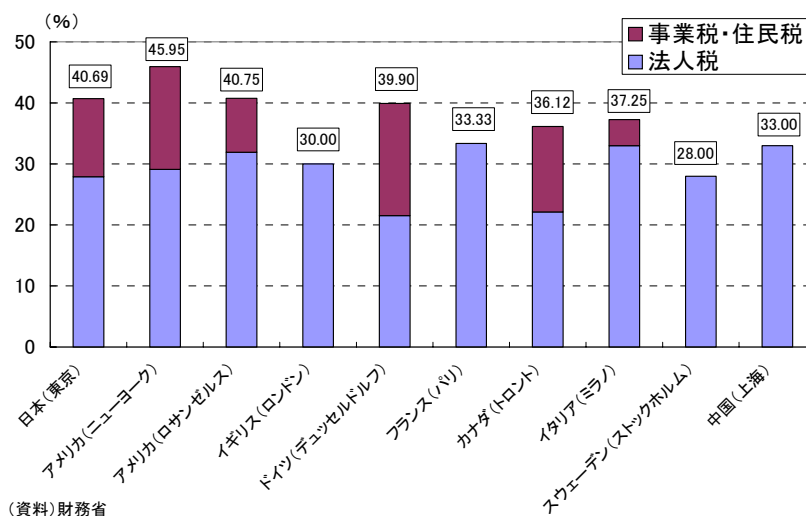
### 1-1. 法人税改革が求められる背景

諮問会議で明確となった税制改革の方向性のひとつは、成長力強化や生産性の向上を実現するために、今後、税制を見直していくということである。そして、そのための具体的な改革としては、昨年末の税制改革の際にも取り上げられたように、法人税率の引き下げが中心になると考えられる。

日本でも、90年代以降、企業の国際活動が進展するなかで、国際競争力に配慮するとの目的から法人税率は引き下げられてはきた。しかし、産業界を中心に、依然として諸外国に比べて税負担が重いとする向きも多く、この状態が続けば、企業の国際競争力が相対的に低下するとともに、企業が生産拠点を海外に移したりして、日本経済の活力が損なわれる可能性も危惧されている。

安倍政権は、経済成長を重視する戦略を示しているうえに、産業界からも、企業の国際競争力を高め経済成長を支えていくという観点から、法人税率の一段の引き下げを求める声が高まっているのが現状である。

図表3 法人所得課税の実効税率の国際比較



## 1-2. 法人税の引き下げに向けた課題

ただし、法人税の改革に向けてはいくつかの課題がある。なかでも問題となるのが、財政再建との兼ね合いではないか。2007年度当初予算では法人税収が、前年度当初予算よりも約3.3兆円の増収となるなど、景気拡大が長期化するなか、足元の法人税収が想定を越えて増加しており、これも大規模な減税が支持される要因のひとつとなっている。しかし、一方では、このような大規模な税の自然増収が、長期的に続くと考えerことは非現実的であるうえに、足元の増収分は、むしろ国債発行額の削減に充てるべきとの見解があることも事実である。

政府は財政再建に向けた目標として、まずは2011年度に国と地方のプライマリーバランスの黒字化を実現することを目指しているが、仮に、法人税率をアジア諸国並である30%程度にまで引き下げるとすると、約4兆円規模の税収減を招くことになる。これは、2007年度当初予算における税収の、約7.5%を占める規模である。

法人税率の引き下げの問題は、安倍政権の成長を重視するというスタンスにも合致しており、産業界からの要望も強いことから、夏の参議院選挙前にも議論が本格化してくる可能性もあるが、大規模な法人税の減税を実施することは、財政再建に向けた動きに逆行することになるとの批判もある。年末にかけての税制改革で、引き下げが実現するか否かについては、上記のような財政再建との兼ね合いなどが論点になるだろう。

## 2. 安定的な財源に関する問題

### 2-1. 少子高齢化の進展と、税・社会保障制度の一体改革

「経済の活性化」と共に、今後の税制改革のキーワードになると予想されるものが、経済の構造的な変化が進むなかでの「安定的な財源の確保」である。現在、我が国の財政収支は大幅な赤字が続いており、債務残高の規模も先進国で最悪の水準にあるが、ここまで財政が悪化した要因のひとつには、社会保障給付の拡大が挙げられる。

現在の社会保障制度は、その給付財源の一部を財政が国庫負担という形で賄っているため、高齢化により年金などの給付額が増加すると、財政からの支出額もそれに合わせて増加する仕組みとなっている。今後、高齢化がさらに進展するなかで、社会保障給付は増加していくことが避けられないが、これは給付の一部を負担する財政にとっても、長期的に歳出を増加させ、財政赤字の拡大要因となる問題である。

4月25日の諮問会議では、香西会長と民間議員のそれぞれから、税と社会保障給付を一体的に改革し、安定的な財源を確保していく旨の発言がされたが、拡大する社会保障給付の財源を、税と社会保険料でどのように分担し、安定的な財源を確保していくかは、社会保障制度の維持のみならず、今後の財政再建を考えるうえでも重要な問題である。

そもそも消費税・所得税などの税と、年金などの社会保障は制度のうえでは全く別のものであり、これらの制度改正についても、従来まではそれぞれ別個に論じられてきた。し

かし、税や保険料は、国民にとっては、同じ「負担」であることには変わりはないものである。税制と社会保障制度を結びつけて考えることは適切ではないという見解も根強いが、そもそも社会保障給付の財源として、税が用いられていることや、近年では、与党などからも社会保障給付の財源に、消費税率の引き上げ分を用いるという「消費税の社会保障目的税化」が議論に上がっているなかでは、両者は切り離せるものではない。

このため、今後の財政・社会保障制度の持続性の問題を考えていく際には、従来は別個に議論されてきた税・社会保障制度を一体的に捉えて、制度改革を実施していくという視点も必要になるだろう。

少子高齢化が進展し、現役世代が相対的に減少するなかで、社会保障給付の財源を所得税等の直接税の増税や、社会保険料の引き上げで確保していくとしたら、現役世代一人当たりに対する増税規模は、現役世代が減少する分だけ、従来よりも大きなものとならざるを得ず、現役世代の勤労意欲にも悪影響を及ぼす恐れが大きい。また、保険料率の引き上げは、保険料を折半する企業の人件費負担を重くし、雇用の悪化に繋がってしまう可能性があることも重要である。このため、世代間の公平性に配慮し、かつ安定的に社会保障給付を中心とした財政支出の財源を確保をしていくには、国民全員が「広く薄く」負担する、消費税に代表される間接税の増税も求められてくる。

消費税の増税については、税率1%の引き上げでも約2.5兆円の大規模な国民負担増を招くうえに、所得税などとは異なり、収入がない世帯でも消費の際に課税されることになること、さらに低所得者になるほど相対的に負担が大きくなるという逆進性の問題が指摘されていることもあり、とかく国民からも批判的な意見が集まる問題でもある。しかし、少子高齢化が進展し、社会保障給付の拡大傾向が続くなかで、その財源を安定的に確保していくためには、ゆくゆくは消費税の引き上げも避けることは難しいと考えられる。

## 2-2. 消費税率の引き上げ自体は当面先送りされる可能性も

4月25日の諮問会議において、香西会長と民間議員が提出した資料のなかには、「消費税率の引き上げ」という文言はなく、現時点では、消費税に関する議論は、参議院選挙が終わるまで事実上凍結されている。昨年末に与党から公表された「平成19年度税制改正大綱」では、「2007年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目処に、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく」と明記されているが、消費税率の引き上げは政治的な要因も絡んだ問題であるため、大綱で記されたように、今秋以降、消費税の引き上げに向けた本格的な議論が開始されるかについては、参議院選挙の結果等にも左右される可能性がある。

さらに、今秋に、引き上げに向けた議論自体は開始されたとしても、今年末の税制改革において、税率の引き上げが決定される可能性は、現時点ではそれほど高くはないと考えられる。

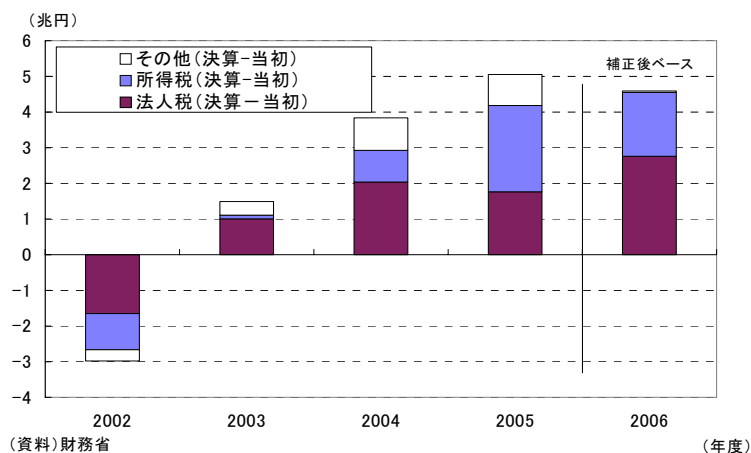


2009年度には、基礎年金の国庫負担割合が引き上げられ、その際には安定的な財源を確保することが定められていることから、従来は、今年末の税制改正で引き上げを決定し、2009年度に1-2%<sup>1</sup>の消費税率の引き上げが実施されるというスケジュールとなる可能性を指摘する声が多かった。

しかし、本年1月に閣議決定された、日本経済の中期的な経済・財政の姿を示す「日本経済の進路と戦略」では、安倍政権が推進する成長戦略によって潜在成長力の引き上げが実現し、11年度までに14.3兆円の歳出削減が徹底されればという条件つきではあるものの、増税を実施しなくても、プライマリーバランスの黒字化が可能とされた。安倍政権は、財政再建に向けては、増税の前に経済成長を高めるとともに、歳出削減を徹底していく政策方針を打ち出しているが、1月の「進路と戦略」は、その方針に沿った内容となっている。

「進路と戦略」の内容からは、消費税の引き上げに向けた議論自体は開始されたとしても、実際の引き上げについては、歳出削減や成長戦略の改革の効果等を見極めるまで、容易に踏み込めなくなった感も受ける。結果として、引き上げの時期も、2009年度より先送りとなる可能性も高いのではないかと。足元の税収（一般会計）が、景気の拡大を受けて、当初予算、補正後、決算となるにつれて増加する傾向が続いていることも、これを後押しする方向に働きそうだ。

図表4 決算と当初予算における税収の増減（一般会計）



「進路と戦略」において、増税の前に、経済成長の拡大と歳出削減の徹底で財政再建を図っていくという方針を改めて政府が示したこと自体は、今後の国民負担の増加幅を軽減するという観点からは評価できるものであろう。しかし、先に述べたように少子高齢化が進行するなか、今後は、所得税の担い手である現役世代が減少してだけでなく、社会保障給付の財源不足の問題も深刻になってくる。このため、2011年度までに税率が引き上

<sup>1</sup> 基礎年金の国庫負担割合の引き上げに必要な財源は約2.7兆円とされる。

げられるかはともかく、より長期的に考えると、ゆくゆくは消費税の引き上げを含む、税体系の見直しを避けることは難しいだろう。

消費税の引き上げの時期や規模については、経済状況や歳出削減の進捗状況等も含めて判断していくことになると考えられるが、「増税なしでの11年度の黒字化」が可能か否かという問題とは別に、少子高齢化時代における税・社会保障制度のなかで、消費税がどのような役割を果たしていくべきかについては、諮問会議や政府税調などでの継続的な議論により、明確にしていく必要があると考えられる。

### 3. 「地方分権の推進」に向けた論点

#### 3-1. クローズアップされる「地域間の税収格差」

各地域の景気回復力の違いなどによる、地域間の経済格差の拡大が懸念されるなか、今後の税制改革では、地方の自立を目指す「地方分権の推進」も大きな論点となってくる。そもそも、国と地方の間には、事業は地方が行うのに税収は国に偏っているという問題があり、小泉政権下では、「三位一体の改革」が推進され、国と地方の間で、3兆円規模の税源移譲と補助金の削減が実施された。しかし、地方交付税制度の見直しについては、未だ不十分との指摘もあり、交付税との関係を含めた地方税制度の見直しは、今後の税制改革の課題のひとつと言える。他にも、近年では、地域間における税源の偏在化も問題視されており、このなかで、補助金や交付税などの削減が進めば、税源を移譲したとしても、地域間の財政力格差拡大に繋がることになるという懸念もある。

このような地方税・財政制度に関する問題のなかで、にわかに注目が高まっているのが、「地域間の税収の格差」だ。税制改革に向けた議論のスタートとなった、4月25日の諮問会議でも、税制改革に関する議論のうち、その多くが「国と地方の税収比」や「地域間の税収格差」に関する問題に費やされた。

4月25日に香西会長が提出した資料では、「地方税の偏在性の是正の方向に沿った検討が必要」との旨が記載されており、政府税調も地域間の税収格差の是正を、今後の税制改革の中で検討していくことを示している。また、同会議に民間議員が提出した「税制改革の基本哲学について」でも、「実現すべき6つの柱」のなかで「5. 真の地方分権を実現する」として（図表5）、国と地方の税収を5：5とする（現在は国6：地方4）ことを視野に入れていくとともに、地域間の税源偏在についても、それを是正することの必要性が主張されている。

図表5 「税制改革の基本哲学について」より抜粋（民間議員提出資料）

**5. 真の地方分権を実現する**

- ・財源における地方の自立性を高めるため、国と地方の税収比を5:5とすることを視野に入れて、補助金・税源配分・交付税・地方債の一体的な改革に取り組む。
- ・国と地方の税目・税源配分について、地方交付税財源を含めて大胆に見直し、地域間の税源偏在を是正する。

4月25日の諮問会議では、香西会長と民間議員の提出資料のほかにも、菅総務大臣と、尾身財務大臣が連名で「地域間の財政力差の縮小について」という資料を提出しており、「地方法人二税の税収回復により、地域間の税収の差が広がり、財政力の差が拡大する傾向にある」としたうえで、この問題を「早急に対応すべき課題」としている。

国と地方の税収比や、交付税改革などを踏まえた、地方分権の推進に関する国・地方税制の見直しは、今後長期的に検討されていくことになると考えられるが、安倍政権が格差の是正を重視していることから、これらの地方分権の推進に向けた税制改革のなかでも、まずは地域間の財政力・税収格差の是正問題が、最初の論点となりそうだ。

**3-2. 地域間の税収格差是正の具体策**

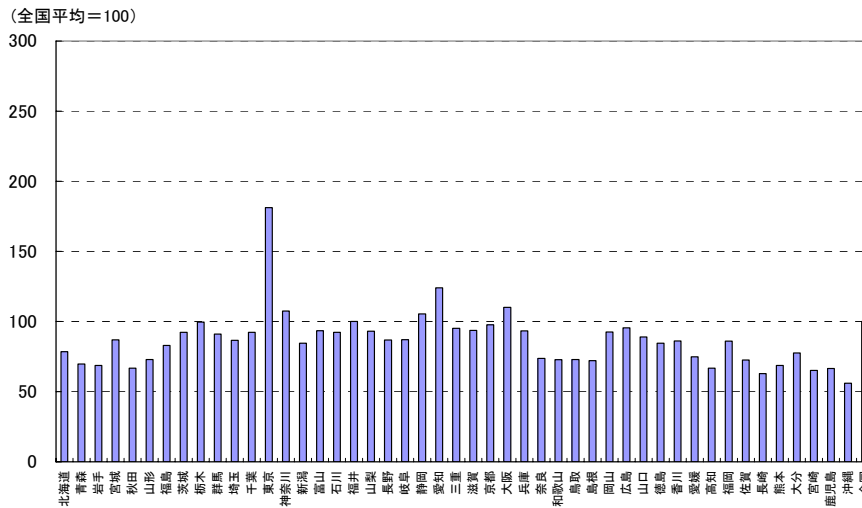
「地域間の税収格差の是正」については、地方法人二税と、地方消費税がその議論の中心となると考えられる。地方法人二税とは、法人事業税と法人住民税（法人道府県民税・法人市町村民税）のことを指すが、菅総務大臣・尾身財務大臣が4月25日に提出した資料では、この地方法人二税が、地域間の主な税収格差の要因となっていると指摘されている。そもそも、企業は事業所がある各自治体に法人税を納付するが、事業所が複数の自治体にまたがる場合には、各地域の従業員数に応じて配分される制度となっている。このため、事業所や従業員の多い大都市圏では、結果として法人二税の税収が大きくなる傾向があり、大都市圏と地方圏で税収に格差が生じる要因となっているとの見方が一般的である。

2005年度決算ベースにおける都道府県別の一人当たり地方税収を比較してみると（図表6）、全国平均を100とした場合、東京の税収は181.2と最も大きく、愛知が124.0と続いている。これ以外に、全国平均を上回るのは神奈川、大阪、静岡である。一方、最も一人当たり税収の規模が小さいのは沖縄（56.0）であり、単純に東京との規模を比較してみると、両者の格差は約3.2倍となる。

続けて、地方税収のうち、法人二税のみを用いて、人口一人当たり税収規模を都道府県別に比較してみると（図表7）、全国平均100に対して、最も規模が大きい東京では273.7となるのに対して、最も規模が小さい沖縄は39.5に留まり、両者の格差は約6.9倍にまで拡大することになる。このように、地方税収の地域間格差は、法人二税の偏在が主要な要因となっていることが確かめられる。

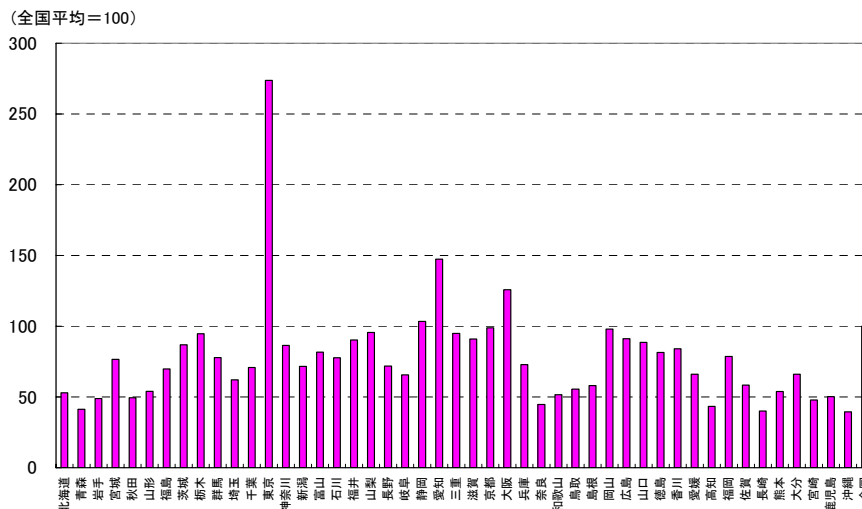


図表6 一人当たり地方税収の都道府県別比較 (2005年度・全国平均=100)



(資料)総務省

図表7 一人当たり地方税収(法人二税のみ)の都道府県別比較 (2005年度・全国平均=100)

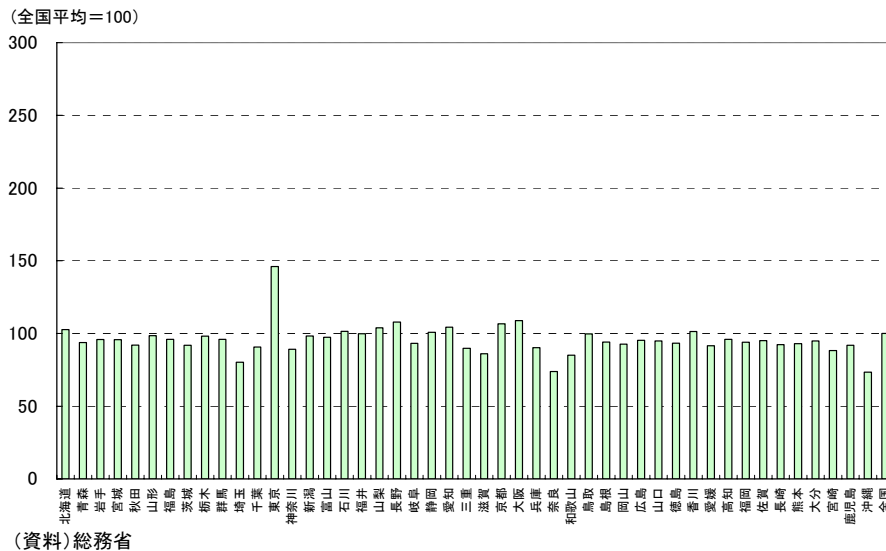


(資料)総務省

このため、地域間の税収格差を是正するための手段としては、大都市圏に税源が偏りやすい地方法人二税の分配の見直しが、その中心となってくると考えられる。現に、5月25日の経済財政諮問会議において、民間議員が提出した資料のなかでは、地域間の税収格差是正の方向性として、「例えば①偏在度の高い法人二税の按分を変える方法、②偏在度の大きな法人二税と小さな地方消費税を同額ずつ増減税する方法、③偏在度の大きな法人二税を交付税財源にし、交付税財源である消費税を同額地方消費税とする方法、等が考えられ

る」の3つの方向性が提示されている。

図表8 一人当たり地方税収（地方消費税のみ）の都道府県別比較  
(2005年度・全国平均=100)



以下では、是正にむけて示された、この3つの方向性について、簡単に考察してみよう。まず、①の法人二税の按分の変更とは、現在、従業員数などで地域に按分されている法人二税を、人口などの基準で按分することで、税源偏在の解消を目指すものと考えられる。ただし、人口等で按分することになると、企業が納めた税金が、その事業所がない地域に分配されることにもなり、地方税の原則である「受益と負担の原則」が崩れる可能性も出てくる。そして、そもそも大都市圏などでは、税収が減少する自治体も生じてくるため、これらの自治体からは、格差是正のために法人課税の配分を変更することに対して、反対する意見も根強い。

②は、偏在度の大きな法人二税を減税し、それと同額の地方消費税の増税を実施することで、地域間の税収の格差是正を図るものだ。地方消費税は、消費税5%のうち、地方に配分する1%分のことで、国が徴収し、都道府県の消費額に応じて配分する。さらに都道府県は配分された金額の2分の1を市町村に対して、人口などに応じて配分することになっているため、法人二税に比べて地域間の偏在度は小さい(図表8)。

このため、偏在度の大きい法人二税を減税し、それと同額だけ、偏在度の小さい消費税の引き上げを実施すれば、地域間の税収の格差は縮小することになる。また、この増減税により、地方全体の税収総額には変動は生じないが、景気変動による税収の増減が相対的に小さい消費税のウェイトが拡大するため、長期的にみて、景気変動に左右されにくい安定的な税収の確保が可能になる。

一方、この場合の課題としては、地方消費税の割合を引き上げると、その分、消費税を通じた国の税収が減少することであろう。この場合、国の税収を維持するためには、消費税率を現在の5%から引き上げる必要が生じてくる。

③は、法人二税の一部を交付税財源に充てるかわりに、現在、地方交付税の財源となっている消費税の法定率分<sup>2</sup>のうち、法人二税による財源拡充分と同額を減額し、それにより生じた財源を、地方消費税の拡大分として各地域に分配するという案である。この案が実現すれば、交付税の規模に変化はなく、二税の引き下げと、地方消費税の拡大という効果をもたらす。また、消費税の国の収入規模も変化は生じないことになる。

このように、地域間の税収格差の是正に向けた方法としては、上記の3つの方向性で示されたように、税源の偏在性の高い法人二税の分配方法を変える、または、それをより偏在性の小さい地方消費税に移すことがその中心となるだろう。しかし、具体的な方法の決定については、国と地方、または地方間における各主体の主張が異なることから、議論は難航することが予想され、今年末の税制改正までに改革の全体像が固まるかも微妙な状況である。

さらに、尾身財務大臣などは、法人二税を引き下げ、地方消費税を引き上げるだけの格差是正には限界がある旨を指摘し、国で財源をプールして適正に配分する仕組みの重要性を主張していることや、民間議員は「地域間の税源偏在の是正については、国と地方の税目・税源配分について地方交付税財源を含めて大胆に見直し」していくことを主張しているため、地域間の税収格差是正の問題は、法人二税と地方消費税のみにとどまらず、「三位一体の改革」では不十分となっていた地方交付税制度の見直しと併せて、検討が進む可能性もある。また、先に述べたように地方消費税の配分を引き上げるとすれば、消費税率の引き上げ問題ともリンクした議論が避けられないことは重要だ。

今後の地域間の税収格差の問題は、地方法人二税と地方消費税を中心に、国から地方への税源移譲や、交付税制度、消費税の引き上げの問題などとも一体となって議論されることになるだろう。

### 3-3. 当面の焦点は「ふるさと納税」の導入

地方分権に関連した、国と地方の税源の問題、および地域間の税収格差の是正の問題は、今後、諮問会議や政府税調等を中心に議論され、具体的な制度改革が決定していくことになるが、先に述べた「法人二税と地方消費税の問題」以外の格差是正の手段として、にわかにはクローズアップされてきたのが、いわゆる「ふるさと納税」である。「ふるさと納税」とは、納税者の意思で、住民税の一部を出身地等に移す仕組みであり、地域間の税収の格差縮小の効果が見込まれている。

<sup>2</sup> 現在は国の消費税収入の29.5%が、地方交付税の財源となることが定められている。

「ふるさと納税」は、4月25日の諮問会議の時点では、議論には挙がっていなかったが、5月に入ると、実現に向けた動きが加速した。特に、安倍政権が格差是正を政権目標に掲げていることや、7月には参議院選挙を控えていることもあり、6月中ごろに取りまとめが予定されている「骨太の方針2007」に、制度の導入を盛り込もうとする動きも見られる。

ただし、「ふるさと納税」の実現に向けては、検討を要する課題がいくつか残されている。総務省は6月より研究会を立ち上げ、具体的な内容を検討していくとしているが、まずは、納税者が自由に納めることができる「ふるさと」を、どのように定義するかが問題となってくるだろう。納税先である「ふるさと」を、「過去に居住したことがある自治体」とするか、それとも「どの自治体でも良い」とするのかで、制度の姿や理念も変わってくる。場合によっては、自治体間で税収の争奪戦が生じてしまう可能性もある。

さらには、納税者が納税先を自由に選択することが、地方税の原則である「応益性の原則」から外れかねないという問題も指摘されている。地方税には、地方自治体が供給する地域の行政サービスの費用を、そのサービスを受ける地域の住民が負担するという応益性の原則があるが、納税者が、自身が居住する以外の地域に納税することになれば、「受益と負担」の対応関係がなくなり、この原則が崩れることになる。

このため、最近では、「ふるさと納税」の方式を、納税者が「ふるさと」に直接納税するという方式ではなく、納税者が「ふるさと」への寄付を行った場合、住民税から控除できる寄付金の税優遇を拡大するという方式に代替する案も浮上してきている。現在、寄付金に対する税の優遇措置としては、国や地方公共団体などの特定の団体に寄付した場合に、一定額を所得から控除できる寄付金控除<sup>3</sup>があるが、この代替案は、優遇措置を拡大することで、「ふるさと」に対する寄付のインセンティブを高め、地域間の財政力格差を縮小させることを狙ったものと言える。ただし、寄付金控除を拡大した場合には、国税についても同様に寄付金控除の拡大が適用される可能性もあり、その場合は国税の減収を招くことになるという問題も浮上してくる。寄付金控除の拡大を地方税のみにとどめるのか、それとも国税にまで拡大するのかは、導入に向けた論点のひとつになるだろう。

地域間の格差是正は、安倍政権が掲げるテーマのひとつであり、選挙に向けたアピールという観点からも、7月の参議院選挙の前に、ふるさと納税が導入される方針が固まる可能性が高いと考えられる。ただし、「ふるさと納税」には、上記のような、解決が求められる課題がいくつか残されている。さらには、現時点では総務省は、「ふるさと納税」の規模を、約1兆2000億円規模と想定しているが、これは約34兆円の地方税収に対して約4%の規模でしかなく、地域間の税収の格差是正にどの程度の効果があるかについても判断が難しい。今年末の税制改革で、「ふるさと納税」の導入が決定しても、それによる、地域間の税

<sup>3</sup> 所得税では、国や地方公共団体に対する寄付金などは、「その年の寄付金の合計額」か、「その年の総所得金額等の40%（H18年度は30%）相当額」のうち、低い方の額が所得から控除できる仕組みとなっている。住民税では、10万円を超える特定の寄付をした場合、その10万円を超える額が所得から控除できる仕組みとなっている。

収格差の是正の効果については、慎重な見方をしておく必要があるだろう。

## おわりに.

本稿では、4月25日、5月15日、25日の諮問会議に提出された資料を下に、今秋以降に本格化すると考えられる税制改革の方向性について、「経済活性化」、「経済構造が変化するなかでの安定的な財源の確保」、「地域間の税源偏在の是正」の3点を中心に簡単にまとめてみた。税制改革は政治的な要因にも左右される一面があり、今夏の参議院選挙の結果によっては、議論の方向性が変わる可能性もゼロではない。しかし、これらの問題は、安倍政権の重要課題であるだけでなく、今後の日本の経済を考えるうえでも解決が求められる課題であると考えられる。今後の諮問会議等では、現在は事実上凍結されている、少子高齢化時代における税・社会保障制度のなかでの消費税の位置づけなどについても、議論が進むことを期待したい。